

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名(施設名) 西部保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1 保育内容	(1) 保育課程の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。 ■ 2 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。 ■ 3 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。 ■ 4 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。 ■ 5 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。 	・「長野市保育理念」と「教育・保育の基本方針」を基にし園の保育目標「よく食べよく遊ぶ子ども、おもいやりのある心豊かな子ども、考えて行動する子ども」を定め、子どもの心身の発達や家庭、地域に合わせた「保育及び教育の全体的な計画(保育課程)を編成している。また、年齢別指導計画を作成し、それに基づいて週日案を作成し、日々の保育を行っている。指導計画は年度末に全職員で話し合い、見直しを掛け新年度に確認している。週日案はその都度振り返しを行っている。「長野市保育理念」や「教育・保育の基本方針」、「園の目標」を各クラス、事務室に掲示し、園だよりにも各月の「保育のねらい」を毎回記載している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。	・市の公立保育園としての「保育環境マニュアル」を基に快適に過ごせるように配慮している。当園では環境に配慮し太陽光発電を取り入れている。園舎は木材を多く取り入れた温かみを感じられる造りとなっており、保育室、給食室、遊戯室も床からガラス張り（耐久性があり、安全）になっていて子供たちは廊下からも中の様子を見ることができる。職員室からは園庭、散歩している農道が見渡せ、子供たちの動向が一目で把握できる。園庭から保育室への出入りもスムーズにでき、保育室内は飾りや展示を少なくして子供の集中力を養えるように配慮している。廊下の一角に絵本コーナーを設け、ベンチを設置してゆったりと絵本を楽しむことができるようにしており、季節や行事に合わせた絵本を目につきやすい場所に配置することで子供が興味を持てるようにしている。また、毎週絵本の貸し出しも行っている。トイレは明るく清潔に保たれているので、子供たちもスリッパを整えたり、きれいに使おうという気持ちが育っている。トイレ、水回りの環境はチェック表で確認されている。
			■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。			
■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。						
■ 9 内装等には、木材を利用している。						
■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。						
■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。						
		一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	・保護者記入の「家庭の調べ」や「保育の個別計画」などを基に個別懇談を行い情報を収集し、言葉、動き等の状況を見ながら一人ひとりの発達や家庭状況を把握し、個人の指導計画を作成し、援助している。1・2歳児、3・4・5歳児は異年齢保育を行っている。日常生活は異年齢で過ごし、主活動はチームリーダー(職員)が中心となり年齢に合わせた保育を計画し活動している。散歩マップを作成し、近くの農道、公園、神社へ異年齢や年齢別で出かける機会が多い。言葉のマニュアルで研修し、異年齢保育を行っていることから低年齢の子どもにもわかりやすい言葉を使い、また、肯定的な言葉がけをしつつ一人ひとりに寄り添った対応をしている。気持ちを表すことのできない子どもには表情や身振り、手振りなどから思いを汲み取り代弁し、気持ちを受け止めている。配慮が必要な場合は職員会で報告し合い、子どもの状況などを共有し、共通の理解を図っている。	
■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。						
■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。						
■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。						
■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。						
■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。						
				■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a	<p>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</p> <p>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</p> <p>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</p> <p>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</p> <p>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p> <p>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p> <p>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>	<p>・一人ひとりの発達に合わせて、出来ることは見守りながら援助している。自分からやろうとする気持ちを大切に、排泄に誘ったり、苦手な食材についても量を調整し少しずつ食べられるように援助を行っている。できた時は一緒に喜び、自信へと繋げている。体や健康への関心が持てるよう絵本や紙芝居を活用し、視覚という面からも基本的な生活習慣について関心を持てるように工夫をしている。異年齢の生活の中から、子ども同士で真似をしたり、やってみようとする姿が自然に育まれている。</p> <p>・未満児組が3クラス、幼児組が4クラスあり、年齢、発達に応じて好きな遊びができるようにしている。戸外遊びを大切に多くの時間が取れるように保育計画を立て活動を工夫している。広い園庭には固定遊具（三間低鉄棒、複式滑り台、ジャングルジム、はん登棒など）が設置され楽しむことができる。また、毎日、マラソン、縄跳びなどを取り入れ遊びながら運動機能を高める工夫もしている。当保育園は「信州やまほいく」の認定を受けており、自然の中で体を動かして遊べるように戸外での遊びも意識しており、周囲が広い田園ということから散歩コースもたくさんあり、特に、新幹線や電車を間近に目にすることができ、異年齢の子供たちと散歩に出かけたりすることで思いやり、助け合う心が育っている。散歩の途中で草花や虫を見つけ楽しむことも多く、ザリガニ、タニシ、カタツムリ等を見つけ触れたり、園内で飼育している。また、オクラ、ピーマン、ミニトマトなどの野菜の栽培もしてやり、発砲スチロールの箱を使ったイネ栽培、園の近くの畑を借りたサツマイモ栽培等で地域の人々からの指導を受けたり、同じ地区内の農家の方から大根の収穫に誘われ色々な種類の大根があることを知るなど、育て、収穫することで食の大切さも学んでいる。挨拶、物を大切にする、順番を守るなど、職員が自ら進んで行うよう心掛け、ルールの大切さやおもいやりの心も育てている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 ■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。 ■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。 ■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 ■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 ■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。 	<p>・現在、0歳児のみのクラスとなっている。「教育・保育の手引き」や「未満児保育マニュアル」を基に月齢に合わせた指導計画を作成し、個人差に応じた対応をしている。喃語や表情から気持ちをくみ取り、保育士との温かいふれあいの中で、安心して過ごせ、信頼関係を育くめるように配慮している。口に入れても安全なおもちゃを用意し消毒も行っている。興味を持ったおもちゃなどは手作りしており（ペットボトルのキャップで磁石、リング通し等）、保育室の一角に感触の違いを触れて楽しむ素材（ツルツル、ふわふわ、プチプチ）を敷き、ゆったりと寝転がったり、楽しめるように工夫もしている。保護者との送迎時の会話やおたより帳を通じ、家庭と園の連絡を密にし、子どもの成長の様子を共有している。</p>
			⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分できょうとする気持ちを尊重している。 ■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 ■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 ■ 43 子どもは自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 ■ 44 保育士等が、友だちとの関わりを仲立ちをしている。 ■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。 ■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 	<p>・1歳児と2歳児混合の2クラスがあり、一人ひとりの発達に応じた保育を行っている。言葉の発達、自我の育ちを伸ばせるよう、気持ちを汲み取りながら関わり、一人ひとりのやりたい気持ちを大切に時間にゆとりを持って接している。安心して生活が送れるように、保育士とのスキンシップを大切に信頼関係を築いている。おもちゃや人への執着心を受け止め、適切な関わりを行っている。家庭とは連絡帳だけでなく、一人ひとりの様子を口頭でも伝えている。未満児用の園庭が設けられており、出入り口も幼児とは別になっている。幼児クラスには自由に行けないよう木材素材の引き戸が設けられている。幼児と一緒に散歩に出かけたり、活動に参加する機会も作り、交流を深めている。また、調理員や実習生との関わりを持つなど、保育士以外の大人とふれ合うこともできている。園からも連絡帳や送迎時、個別懇談などで子どもの様子を細かく伝え、家庭との連携を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 	<p>・3・4歳児混合の4クラスがあり、それぞれ2名の職員(加配保育士含む)で支援を行っている。年齢別指導計画を作成し、日常生活は異年齢児と過ごし、主活動は年齢別で活動し、年齢に合わせた保育を行っている。3歳児は思ったこと、やってほしいことを保育士、友達に伝えられるよう援助を行っている。異年齢児に親しみを持てるよう配慮している。4歳児は自分の気持ちや考えを表すことができるように援助している。異年齢の子供たちの様子を見て「教える、教わり」が育ち、年長になったとき成長が大きくみられるように接している。5歳児は戸外遊び、集団遊びを通して、体を動かして遊ぶことの楽しみが持てるよう働きかけをしている。目的をもって協力して物事をやり遂げる姿勢や達成感を味わえるような活動に重点を置いており、クロッカスの栽培を一人ひとり行い、生長の観察を行っている。また、年長児がお手本をみせる機会を設け、自覚と自信へと繋げ、年齢の下の子ども達への刺激にもなっている。5歳児担当の職員は幼保小連絡会に参加し、「接続期(アプローチ・スタート)カリキュラム」等で園での育ちを小学校へ繋げており、小学校の先生の園参観、交流などで小学校と連携を図り、入学への不安をなくすように配慮している。</p>
			<p>⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 	<p>・園舎内はバリアフリーになっていて、トイレや水道も対応できるように設備も整っており生活に支障ないようにしている。また、障害を持つ子どもがイライラせずに落ち着いて生活を送れるようにクールダウンできるスペースも設けられている。市として「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、障害のある子どもについては「基礎調査票」や「評価シート」で発達過程や障害の状態を把握しており、情報や具体的な保育方法を全体で共有するためのカンファレンスを行い個別の指導計画を作成し、状況を把握しながら加配職員が個別の援助を行っている。日頃から子供同士の関わりを考え、他の子どもと一緒に生活や活動を楽しんで、共に成長することができるようにしている。保護者とのコミュニケーションを密にし、保護者からの意見、要望は全職員に周知対応している。にこにこ園訪問の発達相談員、保健師と連携し、相談や助言も受けている。障害児の通所事業所との連携も取っている。担当保育士は障がい児担当保育士研修会に参加し、その内容を基に職員会でも話し合いが行われ共有化されている。希望する保護者には「子ども相談室だより」を配布し研修会などの情報提供をし、希望に沿い相談の機会も設けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	・市としての「時間外保育マニュアル」があり、年間指導計画や個別指導計画に長時間保育の欄を設け、保育内容・家族とのやりとり等の具体的な方法を示し、連続性のある計画を作成し、長時間保育を位置づけている。通常時間とは違うわくわくするような活動の計画を作成し、保育を行っている。未満児と幼児は別々に保育しており、長時間担当職員と常勤職員で保育をしている。保育室に絨毯やマットを敷き、落ち着いて過ごせる場所を作っている。個々で遊べるゲーム、パズルなども用意しゆったりと過ごせるように配慮している。担任から長時間保育担当者への連絡は付箋などを活用し、きちんと引き継ぎをして、保護者にも伝わるように配慮している。
			■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。			
■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。						
■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。						
■ 63 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。						
■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。						
■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。						
⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	・幼保小連携会議や幼保小連絡会にて年間計画が立てられ、就学を見通した小学校との交流、行事への参加（運動会旗拾い、来入児健診、一日入学など）で小学校と連携している。年長児が日常生活の中で、数、文字、時間などに関心が持てるような保育計画を作成し、小学校生活に繋がるように配慮をしている。幼保小連絡会議でアプローチカリキュラムを作成し、連携を図っている。特に子どもたちの多くが就学する篠ノ井西小学校とは運動会参加や学校見学で小学生とふれあい、小学生が園を訪れ、発表をしてくれるなど、交流の機会がある。年長担任は園長、主任と相談し、保育要録を作成し、小学校への引き継ぎを行っている。			
■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。						
■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。						
■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。 ■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 ■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。 	<p>・公立保育園としての「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」や「緊急連絡カード」、保護者との個別懇談会などで健康状態を把握している。「保健マニュアル」に基づき、家庭と連携を取りながら、保健計画を作成し、健康管理を行っている。園の取り組みについては園だより、クラスだよりを通じて情報を提供し、歯科検診、内科健診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回行い、発育や発達に適した生活を送る指標とするよう保護者に結果を伝え、職員間でも確認している。毎日出欠表に欠席理由を記入し、職員は情報を共有し、感染症の発生、保健情報などは園だより、市からの保健だより、園のボードに注意点などを掲示することにより保護者に知らせている。乳幼児突然死症候群に関しては研修し、0歳児は5分に1回午睡チェックを行いチェック表に記入している。体調悪化、けがが起きた時は園長の指示のもと家庭へ速やかに連絡をし、降園後も電話で状態を確認している。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 ■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 ■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 	<p>・保健計画に基づき内科健診、歯科検診、視力検査をそれぞれ年2回行い結果を発達記録表に記入し、指導計画の保健、健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に取り入れ、月案、週日案にも反映させている。健診結果は回覧をし、職員間で共有している。保護者にも知らせ、必要な場合は受診を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 ■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 	<p>・アレルギー対象者には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っており、ガイドラインに基づきアレルギーについての職員研修も行っている。生活指導管理表を提出してもらい、医師の指示でアレルギー食の提供を行っている。入園前に園長、栄養士、保健師が保護者と面接を行い、年一回の経過把握面談も保護者で行っており、毎月、1ヶ月前に献立表の確認を保護者に行っていた。また、食品チェック表に記入をしている。また、毎日の献立表で確認し、給食職員がボードに記入し、担任、園長（または主任）で食前チェックしている。除去食はトレーを使い配膳している。アレルギーのない他の子どもや保護者にも説明し、理解が得られている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 ■ 91 食器の材質や形などに配慮している。 ■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 	<p>・全体的な計画(保育課程)や年間指導計画、月案で食に関する年齢別の具体的な援助方法について計画し、個別指導計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込み、実施している。体を動かして遊ぶことによりお腹を空かせてしっかりと食事がとれるよう保育を行っている。テーブルの配置を変えたり、テラスで食べたりと楽しく食べられる環境にも配慮している。年齢に合わせた味付け、硬さ、大きさに配慮して調理されている。園だよりに食育の取組みについて載せ、また、家庭との連携を図るため料理のレシピの紹介もしている。市共通の献立は1ヶ月に2度同じメニューが出ることで、目と味にもなれる工夫もされている。保護者が送迎時に見えるように毎食のサンプルも置かれている。食育の日には給食職員が手作りの絵などを作成し、クラスを回り話している。畑でのさつま芋の栽培、プランターでの野菜作りを行い、生長や収穫の喜びと共に食事への関心を高めている。年長児は食品ボードへ毎日の給食食材を分類(体を作る食品、力や体温を作る食品、体の調子を整える食品)し、サンプルの上に掲示しており、考える力も育てている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食 べることのできる食事を提供 している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。 ■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 	<p>・子どもの発育、発達に配慮した形態に調理している。個々の体調、量に応じて配膳を行っている。離乳食は家庭状況、発育に応じて保護者、担任、調理師とよく相談を無理のないように進めている。嫌いなものを少しでも食べられた時は褒め、一緒に喜び、自信へと繋がるよう配慮している。毎食、おやつは職員が検食し提供を行っている。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会が季節感のある献立を立てており、行事（節分、ひな祭り、クリスマス等）や地域の伝統食（やしようま、にらせんべい、おやき等）も献立内容に取り入れている。また、「県内産使用食材報告」で食材をチェックし市の担当課の栄養士に報告をしている。残食は給食担当職員がチェックし、献立日誌に記録している。給食職員は衛生管理のチェック表もつけ市保育・幼稚園課の栄養士に報告している。</p>
	2	(1) 家庭との 緊密な連 携	① 子どもの生活を充実させるた めに、家庭との連携を行っ ている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。 ■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	・職員が保護者の送迎時に声掛けし、子どもの様子を具体的に伝え、保護者が困っていること、悩んでいることについて相談しやすいようにし、信頼関係が保てるように心掛けている。園だよりに「いつでも、誰でもご相談ください」と記載し、個々の相談に応じる体制を取り、保護者の支援を行っている。「相談・意見・苦情対応マニュアル」があり相談・意見・苦情受付記録も整備され、相談内容については守秘義務を守り、適切に記録され保管もされている。相談内容の必要性に応じて園長に報告し関係機関につないでおり、また、職員会で話し合い相談者にフィードバックし、職員全体で支援できるようにしている。
			■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。			
■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。						
■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。						
■ 112 相談内容を適切に記録している。						
■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。						
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	・「児童の権利に関するマニュアル」や「虐待対応マニュアル」、「教育・保育の手引き」などに基づいて研修を行っている。日々の子どもの様子や言動などをしっかり観察し、送迎時などにも家庭状況について把握し、職員会議で報告し情報を共有している。専用記録用紙があり、実際に虐待と思われる時には記録し、必要に応じて市福祉政策課係ノ井分室等に報告している。
			■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。			
			■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。			
			■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。			
			■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。			
			■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。			
			■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。 ■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 	<p>・日々の保育を月案、週日案に沿い振り返り、「自らの保育」についても自己評価を行い、次年度、次月、次週へと繋げている。園長、主任が月案、週案にコメントを記入して、保育の質の向上や職員の励みにも繋げている。また、職員会や未満児・幼児職員会でも全体の振り返りや反省、話し合いが行われている。福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に沿った職員の自己評価も年2回行い園全体の評価に繋げると共に、職員会議で検討し課題を明確にし次年度の事業計画に反映させたり、保育実践に生かしたりしている。また、職員は園の内部研修や市主催の研修会だけではなく、自己研鑽のために外部の他の研修会にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p>